判決年月日	平成24年10月30日	担	知的財産高等裁判所	第3部
事件番号	平成24年(行ケ)10125号	部		

- ○商標法4条1項6号の適用を受ける標章は「著名なもの」に限られると解すべきであ り、告示されたことのみを理由として「著名なもの」とすることはできない。
- ○ここに「著名」とは、指定商品・役務に係る一商圏以上の範囲の取引者、需要者に広 く認識されていることを要すると解するのが相当である。
- ○本願商標と日南市章を全体として対比すると,外観において本願商標の図形部分と日南市章は類似するものの,当該図形部分は「日」という漢字の古代書体に由来するありふれた図形であって出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとは認められず,本願商標が「ダイワ」の称呼を生じ,「ダイワ」ないし「大和」の企業名としての観念を生じるから,全体として類似するとはいえないとした事例。

## (関連条文) 商標法4条1項6号

審決は、本願商標は、著名な宮崎県日南市の市章と類似の商標であるから、商標法4条1項6号に該当すると判断した。その前提として、審決は、公的な機関である地方自治体を表彰するために用いられる都道府県、市町村の章は、制定時に告示が行われるものであり、告示は、広く一般に知らしめるものであることから、商標法4条1項6号にいう「著名なもの」として扱うのが相当であるとした。

本判決は、商標法4条1項6号の適用を受ける標章は「著名なもの」に限られると解すべきであり、告示されたことのみを理由として「著名なもの」とすることはできないとした上、ここに「著名」とは、指定商品・役務に係る一商圏以上の範囲の取引者、需要者に広く認識されていることを要すると解するのが相当であるとし、日南市章が本願商標の指定商品に係る一商圏以上の範囲の取引者、需要者に広く認識されていたと認めることはできないと認定した。

そして、本願商標と日南市章を全体として対比すると、外観において本願商標の図形部分と日南市章は類似するものの、当該図形部分は「日」という漢字の古代書体に由来するありふれた図形であって出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとは認められず、本願商標が「ダイワ」の称呼を生じ、「ダイワ」ないし「大和」の企業名としての観念を生じるから、全体として類似するとはいえないとして、審決を取り消した。